

平成27年8月18日

運輸審議会 会長 殿

福岡市中央区那の津3丁目14-16  
MKグループ労働組合連合会  
福岡分室  
分室長 占部正喜

公述申込書

今般、公聴会において公述を申込みしたく、運輸審議会一般規則の規定により、下記のとおり申込みいたします。

記

1. 事案番号

事案番号 : 平27第5017号

2. 事案の種類

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定

3. 指定する地域

福岡交通圏

4. 公述しようとする者の名称及び住所並びにその法人・団体を代表して公述しようとする者の氏名、職名及び年令

名称 MKグループ労働組合連合会 福岡分室

住所 福岡市中央区那の津3丁目14-16

公述者 占部 正喜 (うらべ まさき)

職名 分室長

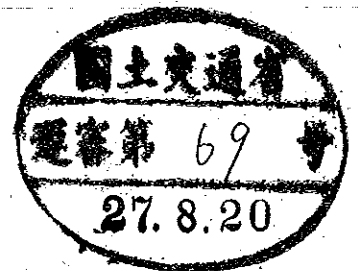
年令 51歳

連絡先

075-202-7042 (昼間の連絡先、夜勤者のため)

5. 事案に対する賛否

反対



以上

平成27年8月18日

運輸審議会 会長 殿

福岡市中央区那の津3丁目14-16  
MKグループ労働組合連合会  
福岡分室  
分室長 占部正喜

### 公述書

私たちMKグループ労働組合連合会福岡分室は、福岡エムケイ株式会社のタクシー運転者全員を組合員とする労働組合です。福岡交通圏でタクシー事業に従事する者として、福岡交通圏を特定地域に指定することに断固として反対します。理由は以下のとおりです。

#### 1. 労働者の待遇改善は労使が行うべきものであること

改正特措法の重要な目的の一つはタクシー運転者の待遇改善であるとされています。しかし、労働者の待遇改善は、労働組合と使用者が取り組むべきものであり、タクシーであっても例外ではありません。私たちも会社と協議を繰り返し、まだまだ改善の余地はあるとはいえ、一般のタクシー会社と比べて高待遇を勝ち取ってきました。会社も待遇改善には積極的に取り組んでおり、別段待遇に問題がある状態ではありません。

待遇改善が必要だから特定地域に指定すべきと主張する他の労働組合やタクシー事業者は、今まで私たちのような努力をしてきたのでしょうか。ろくに努力もせず、国に助けを求めれば何とかなるような時代ではありません。

供給の調整をして待遇の改善を図るなど市場原理を無視した政策に、一タクシー運転者としても、業界の未来を憂うばかりです。たとえ一定期間、特定地域に指定しても根本的な解決には至らないでしょう。通常の業種業態であれば、需要のないところに過剰な供給を行うなどあり得ないことです。例えば、消費者が必要としていないものを作り続ければどうなるでしょう。たちまち在庫の山ができて大きな損をするため、そうならないように供給を減らします。ではなぜ、タクシー業界では供給過剰という問題が起こるのでしょうか。私たちは次のように考えています。もちろん繁閑による格差問題もありますがそれ以上に、仕事がないとわかっているのに安易に労働者の雇用をする経営者が存在しているからだ。そして、なぜ、安易に雇用するのかと言えば、労働基準法に則した賃金を支払っていないからだ。しかし、時代は変わり、最低賃金すら払わないような会社は社会的にも存在を許されなくなりました。特定地域の指定は、そのような法を守らない事業者への助け船なのではないでしょうか。

厚生労働省と国土交通省がしっかりと連携し、違法な事業者の退場を実現できていれば、特定地域に指定などする必要はありません。あわせて市場原理が働くことで不良事業者が淘汰され、残った優良事業者によりタクシー業界そのものの社会的地位が向上します。タクシー業界を雇用の受け皿として捉えるが故に保護が必要であり、公共交通機関として

の業界の未来を考えなければならないというのであれば、強制的な需給調整は、その実現の妨げにしかならないと考えます。

## 2. 労働者の解雇や待遇悪化を招く可能性があること

福岡MKは、車両稼働率が非常に高く、基本的には全車が毎日稼働しており、休車はほとんどありません。仮にほんのわずかであっても供給削減を強いられた場合は、乗務する車両が足りなくなり、私たちは職場を失う可能性があります。少なくとも、福岡MKは他のどのタクシー会社よりも、供給削減によって発生する雇用の問題に近いところにいます。お客様に支持されるように頑張っている労働者から順番に雇用が失われる政策など到底理解できません。

本来、タクシー運転者は効率的に営業を行うために、一定程度は勤務を振り替えたりするものですが、今の福岡MKには常に満稼働でそのような余裕はありません。お客様の支持を獲得している私たちは、普通なら増車をして円滑な配車などサービスを拡充するところですが、今の制度では増車は認められていません。このような状況下で供給削減を行うことは全く考えられません。

委員の皆様によく認識していただきたいのは、タクシー運転者という仕事は、二種免許さえあれば誰にでもできるという仕事ではないということです。安全運転と接客の両方が高いレベルでできなければまともにタクシー運転者は務まりません。簡単に代えがきくものでもありませんし、一人前に育つには何年もかかります。短期的な需要の変動や頻繁な制度改正で増やしたり減らしたりするべきものではありません。もはやタクシーは、単なる雇用の受け皿ではなく、高齢者社会において市民の足を担う立派な公共交通機関として、未来へ歩みは始めているのです。それが、私たちの考えの基本であり、しっかりとご理解をいただきたいところなのです。

## 3. お客様に多大なるご迷惑をかけること

私たちが供給削減による悪影響として、待遇悪化と同じくらい恐れているのは、お客様におかけするご迷惑です。今でも、お客様からの沢山のご注文に対して十分に配車しきれず、お客様には長時間お待たせすることが頻繁にあり、私たちは心苦しい思いをしています。多くのお客様はそのことに不満を漏らすわけではなく、「どれだけ待っても絶対にMKタクシーしか乗らない」と言っただけなことには感謝の気持ちでいっぱいですが、中には時間の関係上ご乗車いただけないお客様もいます。深夜の中洲でも、大通りのタクシーのりばには他社の空車があふれかえているなか、弊社の専用のりばでは、逆にお客様がMKタクシーを待ってあふれかえているということが頻繁にあります。他社のタクシーならすぐにでも乗れるのに、わざわざMKタクシーを待っていただいているお客様には感謝の気持ちでいっぱいです。しかし、全てのお客様が待つくださるわけではありませんし、待たずに乗れる方が良いことはいまでもありません。そのためには潤沢な車両台数が必要であり、それは確かな需要への供給なのです。

そして、何よりお客様が求めている業界の改善は、先にも触れましたが市場原理に基づいたものです。特定地域指定による需給調整をしたところで、お客さまへのサービスは良くなることはありません。サービスとは、質の良い接客かもしれませんし、あるいは予約に対する迅速なお迎えかもしれませんし、またあるいは安全運行かもしれません。特定地域に指定されることで仮に労働者の待遇が良くなるのであればともかく、普通の商売であれば、自分たちでお客様の支持を勝ち取らなければならないときと比較して、その努力に使われるエネルギーの量には格段の差があることは誰にでもわかると思います。だからこそ私たちは頑張り甲斐のある福岡MKで働く労働者でいるのです。

#### 4. 利用者の声にもっと耳を傾けるべき

特定地域指定に賛成される方は、規制緩和でタクシー業界は悪くなったことを前提にされることが多いですが、少なくとも利用者の意見は全く異なります。私たちは、よくお客様から「MKタクシーが福岡に来てタクシー全体のサービスが良くなった」という声を聞きます。実際、準特定地域協議会用に福岡市タクシー協会が今年行った利用者アンケートでは、「ここ数年でのタクシーサービスの水準の変化について、どのように感じますか」という問いに対して、「良くなっている」が68%、「悪くなっている」が3%と大きな差ができています。このような調査では「変わらない」が多数を占めることが一般的ですが、実に3分の2以上もの多くの方がサービスが良くなったと回答しているのです。全国の合計値では「良くなっている」は39%に過ぎないのと比べると、全国的にも福岡は特に多くの利用者が規制緩和によるサービス向上を享受しており、利用者視点では規制緩和は大成功であったと言えます。このような結果に対して、福岡のタクシー運転者はもっと誇りを持つべきです。

私たちは、運輸審議会に少しでも利用者の声を届けるため、会社とともに福岡で特定地域指定反対の署名活動を行っています。9月10日の公聴会では1万名を超える署名を証拠として提出できる予定です。主に署名をお願いしているのは、ご乗車いただいたお客様ですが、多くの方は喜んで署名いただいております。一般市民の感覚からすると、強制的な供給削減が可能となる特定地域指定は極めておかしいということは当たり前なのです。

運輸審議会の皆様におかれましては、今一度利用者の声に耳を傾け、利用者の視点をもっと重視した上で特定地域指定の是非を判断いただきたいと思います。

私たちは、お客様から選ばれているMKグループのタクシーであることを最大の理由として福岡MKに入社することを決めました。そして開業以来、仲間と共に福岡でも選ばれるタクシーになるようにと、グループ全体で取り組んでいる「質の高いサービス」をお客様に提供できるよう、日々努力してきました。そして、開業からこれまでに私たち福岡MKを選んでお乗りいただけるお客様を沢山増やしてきました。私たちは福岡MKに入社して、タクシー運転者という職業を本当に誇りを持つようになりました。これからも頑張ってもっともっと選ばれるタクシーになって労使で共に発展していくことを願っています。

このような前向きで健全な労働者の考えに、特定地域指定は水を差す以外の何ものでもありません。どうして、頑張るものを押さえつけるような政策を実行しようとするのでしょうか。

国は、タクシーを公共交通機関であると考えておられるのであれば、この業界を特別扱いせずに、利用するお客様の利便性にも着目する調和のとれた考えに立つべきです。

以上のおり、私たちは運輸審議会の委員の皆様が、タクシーで働く労働者や利用者の声に耳を傾け、正しい判断をしていただけることを強く望みます。

以上